

学校いじめ防止基本方針

平成26年8月31日
三重県立木本高等学校

1 いじめについての基本的認識

(1) いじめの定義

「当該児童生徒が一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」

(2) いじめを取り巻く諸課題への認識

- ① いじめ問題は、子どもたちが被害者になることを恐れ、いじめを制止できず傍観者となってしまったり、逆に加害側に回ってしまったりする場合がありますなど、抑止力が働きにくい傾向がある。
- ② いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多い。
- ③ インターネットや携帯電話の急激な普及に伴い、ホームページの掲示板やメール、携帯電話のサイト等を利用したいじめが増加しつつある。
- ④ 個々の教職員だけでは解決できないケースがほとんどであり、教職員が自分だけで問題を抱え込んでしまっただけでなく、校内教職員間での相談、情報交換に努める必要がある。
- ⑤ 学校だけでは対応できないような事例も多く、その場合、関係機関への支援要請、関係機関との連携に遅れがないよう努める必要がある。

2 未然防止に向けた取組

(1) 教職員の意識の向上

教職員の言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(2) いじめを許さない生徒の育成

- ① いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。
- ② 教育活動全体を通じて、人権尊重の精神を貫いた取組を展開し、命をいづくしみ相手を思いやる心や、個性を認め合う力等を育て、いじめや暴力を許さない生徒を育成する。たとえば、三重県教育委員会「いじめの問題を解決するための指導資料『ともに つくる あした』」の「学習展開例」を参考にした学習を実施する。
- ③ 人と関わり合う力や社会性を育成するため、授業や学校行事の中で生徒同士のコミュニケーションを活発化するような場面・機会を多く設ける。

- ④ 生徒が規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行い、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、集団生活の中でより良い人間関係を築き、それぞれが個性や能力を生かし、互いの人格を尊重し合って生きる学校風土をつくる。
- ⑤ 生徒自身が学校生活上の問題を積極的に見出し、自主的に解決できるよう、ホームルーム活動や生徒会活動等の活発化を進める。その中で、いじめの防止についても、生徒会執行部や関係部活動等の生徒を中心に、生徒の主体的かつ積極的な参加を働きかけ、生徒自身がいじめを許さない学校づくりに努めるよう働きかける。
- ⑥ インターネット上でのいじめの防止については、情報モラル・リスク教育を推進し、携帯電話やインターネットの正しい利用方法や危険性についての理解を深め、インターネットを利用するスキルと情報モラルを育成する。また、教職員の情報技術対応力の向上を図り、いじめを含むネットトラブルの未然防止や早期発見・早期対応に努める。

(3) 学校・家庭・地域や各関係機関の連携の推進

- ① 本基本方針を本校ホームページなどで周知し、保護者等、地域の方にも、本校でのいじめ防止の取組への理解と協力を求める。
- ② いじめ等問題行動の未然防止、早期発見・早期対応につなげるため、学校・家庭・地域が連携・協力して生徒を見守り、育てる活動を推進する。

3 早期発見・早期対応のための取組

- (1) ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、関係教職員間で情報共有し、該当生徒と早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- (2) 日頃から生徒の見守り、生徒との信頼関係の構築や積極的な対話等に努め、生徒と向き合うことにより、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- (3) 定期的なアンケート調査、個別面談・教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に組織的に取り組む。
- (4) スクールカウンセラー等の専門家を含めた教育相談体制を確立し、教育相談室の機能や体制・活用方法等について、毎年度当初に生徒・保護者に案内し、積極的な活用を呼びかける。
- (5) スクールカウンセラーや教育相談担当者をはじめとするすべての教職員が、人格的な資質と実践的な知識・技術の両方を高め、日頃から教育相談・カウンセリングの観点をもって、いじめに関わる生徒や保護者の思いを受け止められるよう努める。

4 いじめ発生時の指導体制

- (1) いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通す。
- (2) 加害生徒に対しては、その人格の成長を促す観点から、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。
- (3) 全教職員の共通理解のもと、保護者の協力を得ながら進めるとともに、必要に応じ、関係機関・専門機関との連携を図る。
- (4) 犯罪行為として取り扱うべきと考えられる事案については、学校警察連絡制度の活用等により警察に相談・通報するなど、十分な連携を図る

5 木本高等学校いじめ防止等対策委員会の設置

(1) 主な役割

- ① 本基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ② いじめの相談・通報の窓口となる。
- ③ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録を行い、教職員間での情報共有を適切に行う。
- ④ いじめの疑いに係る情報があった時の組織的対応を牽引する。具体的には、緊急会議を開催したうえで、主に次のような取組を迅速に実施する。
 - ア いじめの情報の共有
 - イ 指導・支援体制や対応方針の決定
 - ウ 事実関係の聴取、整理、分析、情報共有
 - エ 関係した生徒への指導やケア、保護者との連携
- ⑤ 学校で重大事態の調査を行う場合の企画・実行・検証等を行う。
- ⑥ その他、本校において、いじめの未然防止等に関して必要な取組を進める中核となる。

(2) 構成

① 全日制

校長、教頭、生徒指導部風紀係、該当クラス担任・学年主任、養護教諭、教育相談担当者を基本として、必要に応じ、スクールカウンセラー、学校医、警察関係者等にも出席を要請する。

② 定時制

校長、教頭、生徒指導担当者、該当クラス担任、養護助教諭を基本として、必要に応じ、スクールカウンセラー、学校医、警察関係者等にも出席を要請する。

③ その他

必要に応じ、全日制・定時制合同で委員会を開催する。

6 校内研修

下記の資料等を参考として、年1回以上、全教職員対象の研修を実施する。

- (1) 三重県教育委員会「いじめ防止基本方針」
- (2) 三重県教育委員会「いじめの問題を解決するための指導資料『ともに つくる あした』」の「教職員研修プラン」
- (3) 三重県教育委員会「学校管理下における危機管理マニュアル」の「いじめ」対応マニュアル
- (4) 三重県知事・三重県教育委員会委員長「かけがえのない命！いじめを絶対に許さない緊急アピール」（平成24年7月20日）及び「児童生徒の皆さんへ」（平成26年5月16日）
- (5) 文部科学省「いじめ防止対策推進法基礎資料と対応のポイント」及び「いじめのサイン発見シート」

7 その他

重大事態への対処に際しては、三重県いじめ防止基本方針に則り、三重県教育委員会と密接に連携を図りながら取り組む。